

# 平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	2	府省庁名	復興庁
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等の特例措置の延長		
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 平成28年3月31日までの間に復興産業集積区域において、指定を受けた個人事業者又は法人が取得等した開発研究用資産について、即時償却ができる。 また、当該即時償却の対象となる開発研究用資産の償却費について、研究開発税制（税額控除）を適用する。</p> <p>・ 特例措置の内容 本特例措置の適用期限（平成28年3月31日）を5年間延長し、平成33年3月31日までとする。 また、福島復興再生特別措置法第74条の読替規定により、本特例措置の対象となる地域が拡大されている福島県についても同様とする。</p>		
関係条文	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東日本大震災復興特別区域法第39条</li> <li>○ 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17条の5、第25条の5</li> <li>○ 地方税法第23条第1項第4号、第292条第1項第4号、附則第8条第1項</li> </ul>		
減収見込額	[初年度] — (▲ 46 )	[平年度] — (▲ 46 )	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 被災地における産業の復興及び今後の成長を図るため、研究開発投資を促進させることにより、新たな製品の製造等を通じ雇用機会を確保する必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>① 事業活動の状況 被災地においては、鉱工業生産指数は改善する傾向にあるものの、震災前の水準を上回る状況にはない。 被災県の製造品出荷額を市町村別にみると、震災前と比べ回復していない市町村が依然過半数以上あり、津波浸水地域に所在する鉱工業事業所の生産額を震災前と比較しても、未だ震災前を下回っており、また、グループ補助金交付先アンケート調査では、現在の売上状況が震災直前の水準以上まで「回復している」とした企業の割合は、40.3%と半数に満たない。 企業の事業再開状況については、各県調査によれば、岩手県 75.5%、宮城県 80.8%、福島県 56.6%となっている。</p> <p>② 雇用の状況 平成27年1-3月期における東北地域の就業者数は、震災前の水準まで回復していない。他方で全国の就業者は1%伸びている。 また、岩手、宮城、福島県の3県において、4名以上の製造業の事業所に就業する人数は、平成22年は369千人であったものが、平成25年では340千人と平成22年比較で92%の水準となっている。</p> <p>研究開発は当該事業者においては、雇用確保のみならず、生産の押上げ効果も期待されることであり、被災地の産業再生に寄与するものである。 また、被災各県においては、復興計画・総合計画に基づき、産官学の連携や中小企業の技術開発の推進、再生可能エネルギーに係る最先端技術開発を行う研究開発拠点の整備等による産業の再生、企業誘致を目指しているところである。 このため、上述の様な、事業活動の状況、雇用の状況等を勘案し、地方公共団体からの要望や復興推進会議における議長指示等を踏まえ、本特例措置について平成33年3月31日まで5年間の延長を要望する。</p>		

本要望に 対応する 縮減案	
---------------------	--

ページ	2—2
-----	-----

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 復興庁政策評価体系</li> <li>政策「復興施策の推進」</li> <li>施策(1) 復興支援に係る施策の推進</li> </ul>				
	政策の達成目標	復興産業集積区域において研究開発を行う事業者等の増加				
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">税負担軽減措置等の適用又は延長期間</td> <td>延長期間 5年間（平成28年4月1日から平成33年3月31日まで）</td> </tr> <tr> <td>同上の期間中の達成目標</td> <td>政策の達成目標に同じ</td> </tr> </table>	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	延長期間 5年間（平成28年4月1日から平成33年3月31日まで）	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ	
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	延長期間 5年間（平成28年4月1日から平成33年3月31日まで）				
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ				
政策目標の達成状況	平成27年3月末までに、東日本大震災復興特別区域法第39条に基づく指定を82件行っている。					
要望の措置の適用見込み	平成28年度から平成32年度の5年間において、45件の指定が見込まれる。					
有効性	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置を延長することにより、被災地の復興産業集積区域における研究開発を促進することで、新たな産業の創出・集積、雇用機会の確保に資することができる。				
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	他の復興特区税制に基づく措置（復興特区法第37条、第38条及び第40条）				
相当性	予算上の措置等の要求内容及び金額	—				
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—				
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、復興推進のため地域に集積を目指す業種に限定するとともに、対象事業を研究開発のための投資に限定されており、政策目的達成手段として妥当である。				
	ページ	2—3				

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 27 年 3 月末までに、東日本大震災復興特別区域法第 39 条に基づく指定を 82 件行っている。</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本特例措置を通じて、被災地の復興産業集積区域における研究開発を促進することで、雇用の確保を図るとともに新たな産業の創出や発展に資することができる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 23 年度創設</p>
<p>ページ</p>	<p>2—4</p>